

令和3年 充実計画について

令和3年6月23日

令和2年度は16,000万強で新作業棟の建設工事を行い、令和3年度、令和4年度にはいよいよ25,000万程かけて新食堂棟新築工事、管理棟改修工事を予定しています。充実残高計算シートでは△34,000万となり充実残高はマイナスになったので充実計画はしばらく策定しなくてもよさそうです。一昨年の県の監査の時に「次々に建設工事をやるのは充実残高をマイナスにするためですか?」という指摘を受け、更に「計画に変更があった時は充実計画変更申請をすればいいんですよ」とも教えていただきました。「次々に建設工事をやるのは充実残高をマイナスにするためではありません」とその時僕は即答しましたし、色々な行政への申請手続きがあればその都度肅々と実行していますが、申請提出先の担当のお役人は、あの時の県の監査の人のような話のわかる人ばかりではないナ、というのが僕の正直な実感です。この手の話を始めると、書きたいこと、いいたいことが次々に頭に浮かんできますが、「前首相(誰?)の8年間で、日本は紙にかかれた誓約書や契約書がないと何も実行できなくなり、法律はホールドアップ式がますます増え、行政的な手続きは「専門家の解説」付きで配布され、「責任」と「覚悟」という2つのことばを次世代に伝える手段がほとんど消失してしまった」と書かせてもらって、この件でガタガタというのは一旦やめます。

全国で支援学校のキャバが足りなくなっているという記事を目にします。その手の記事が出るより以前から小学校では補助教員(低賃金らしい!)という職種が増え、補助教員が担当する児童が増え続け、いわゆる「発達障害」と認定される児童もまた増え続けています。厚生労働省、文部科学省のお役人さんは、ここ10年あなたたちがやってきた制度、法律に疑問をもつたことがありますか。(大臣や国会議員に何か期待しようとはこれっぽっちも思いませんが)。先輩官僚が決めたことに文句がいえない・・・、じゅ将来(ほんとに数年後)日本はこたこたになりそうです。ここ10年位の法律・制度が立案(誰がいいだしたか、誰が決めたか、どうやって構築したか)から「責任の所在なし」「覚悟なし」で進められてきたのだと思います。僕らは自分たちの仕事を最大限ふんばって仕事をていきます。お役人さん達には是非覚悟を決めていただきたいとおもいます。

最後つ屁で1つだけ。文部科学省のお役人さんとおはなしができる機会はないでしょうが、あの有名な「学習指導要領」の強さはどこから来るものなのでしょう?国民をなめていませんか?子供たちの将来の幸せを願ってつくっていますか?

令和2年 充実計画について

令和2年6月22日
社会福祉法人 福智の里
理事長 坂田 友宏

令和1年度もまた8,000万程度の工事を行い、充実残高はマイナスになったので充実計画は策定しなくてもいいのですが、今年度、来年度と大きな工事を予定しています。簡単なシミュレーションをやってみると、財務諸表等電子開示システムの計算では来年度決算、再来年度決算ではキャッシュがギリギリになるのに、充実残高は若干のプラスになりそうです。「充実残高」とはなんですか？

『充実残高』、『合理的配慮』、『処遇改善』・・・、日本語でない造語をして、その定義が検証されていないように見受けられます。誰のための政策か？という基本的な問いかけがされていない気がしますがいかがでしょうか。この文脈からはずれますが、『処遇改善』と『働き方改革』を同時に論じるとおかしなことになります。『働き方改革』とは非正規職員を増やし、非正規職員の時給を増やすことが目標なのでしょうか。もしそうなら、某首相は「国民の幸せ」とは「非正規職員を増やすこと」と考えているのかな。某政治家のように『処遇改善』加算を自慢するなら、通常の介護報酬額を積算で計算したなかに支援員の人件費をいくらで見積もったかを公表してくれれば、その金額が賞与のある「正規職員」の金額なのか、非正規が前提の計算なのかが判明すると思います。

GOOGLEで何かを検索した時にたまたま目にした記事に「日本の場合、政府発表の『専門家』とは、官僚があらかじめ話し合って決めた政策に「お墨付き」を与えるための理論・理屈（つまり「いいわけ」）を持っている「学者」であって、その逆はない・・・」というのがありました。大丈夫か、日本。

民主主義という制度は、政治家にでも、官僚にでも、あなたたちに僕たちは何かを託しているのだと思っています。だから、少しくらいはいい加減でも、たまに勘違いしても、見え透いたごまかしをしても、大きく外さなければ、全体としては前に進んでいくだろうと、僕はずつと思っていました。コンプライアンスという言葉はとても好きな言葉なのです。

でも、公の人たちが自分達の都合の為だけに作用するような「遵法」を語るなら、特に為政者が、あるいは官僚が我が身を利するために「遵法」を唱えるなら、この国はどんどんと力を失っていきます。政治家と学者と官僚がつるむのが日常になってしまふと、本当の意味でそれはその国の終わりなのだと思いますがいかがでしょうか。

障害福祉サービス等情報公表システム、財務諸表等電子開示システムと、面倒くさいけど決められたことは従いましょう。でもここ数年で「国会に通った」とされている厚生労働省関連の法律、一番大きな平成29年度4月から施行された新社会福祉法の改定をはじめとして、「働き方改革」関連、外国人労働者関連、細かいところでは処遇改善加算関連等々、ちゃんと省庁で話し合って、ちゃんと計画し、ちゃんとシミュレートして、さらにちゃんとしかるべき「専門家」に諮詢し、ちゃんと国会で話し合ってほしいと思います。法律ができるときに、いつ誰が言い出して、どこのだれが策定したかをいつも明記し、国会議員さんたちがちゃんと理解して決めてください。トクヴィルさんが予言していたように、民主主義はどこまでも魅力的だけど、民主主義を終わらせてしまうのは、民主主義のなかに潜んでいる民主主義のシステムそのものです。法律・制度をつくる側が、国民をだますことができると思っているなら、同じく国の終わりなのだと思います。

『充実残高』の計算をしていて、以上のようなことを考えてしました。

よろしく。

令和1年 社会福祉充実計画について

令和1年6月25日
社会福祉法人 福智の里
理事長 坂田 友宏

昨年度は頑張って、1億2700万くらいの増築・修復工事を手掛けた関係で、今年の社会福祉財務諸表公開システムを仮入力してみると、社会福祉充実残高が大きくマイナスになったので、充実計画は今年も作成しなくていいようです。だからこの文章は提出する必要のない文書です。あらかじめ断っておきます。

公開システムでは充実計画を添付させているので、この場を借りて少々国に文句をいいたいですが、社会福祉公開システム関連の文句1つだけ掲載します。

□ この公表システムの締め切りが6月末までとなっていることについて
x1『毎年6月中に定例評議員会を開きなさい』、x2『評議員会が社会福祉法人の最高議決機関です』、x3『定例評議員会を開くのは、理事会終了後20日以上決算を公開した後に開かないといけませ』ん、と平成29年4月1日に上記3つを全区的にワーウーとおっしゃったのは国ですよね。で、6月締め切りですか？公表システム用のEXCELシートが（仕様が突然変わって、以前入力したものを利用できなかった経験で）いまいち信じられないし、かつ何度も入力のやり直しをしたくない社会福祉法人は、今年度バージョンの最終がでて、自分の法人内での変更もない状態で（つまり「最終決裁機関」である定例評議員会が終わって）入力したいのに、6月締め切りというのはないでしょ。

充実計画は定例評議員会決議事項でしょ？評議員会で1回で決まらなかったら、2回目は2週間後でないと開けないんじやなかつたっけ？7月にずれこみますよね。「もめるな」ってことですか？おいおい。

あとは蛇足の蛇足です。労働基準法を守っていこうとけなげな厚生労働省さん、「働き方改革」には、本当は反対なんですよ。今年から的人事院勧告は、「働き方改革」との整合性をどうとっていくつもりでしょうか？特定処遇加算は？

平成30年 社会福祉充実計画について

平成30年6月19日
社会福祉法人 福智の里
理事長 坂田 友宏

この文章が、厚生労働省肝いりの WAMNET 情報公開システムで公開されることを知り、チャンスかなと思い、社会福祉充実計画について思っていることを書きしるしてみます。充実残高の計算方法の不備についての指摘は、昨年の公開資料でのべたまま、前頁に再度載せておりますので、ここでは「そもそも」論を追加します。この「そもそも論」は、厚生労働省というより、我が国の福祉行政施策の決め方に係る「そもそも論」なので、障害者福祉の全国団体批判も含みます。

□ 平成29年4月の社会福祉法の全面改訂について。

あの全面改訂をする必要は、どこにあったのですか？誰がいいだしたことですか？行政、マスコミは流行語のように「遵法」といいますが、福祉法のような法律を、国会でちゃんと審議することもなく変えていくのは（厚生省レベルでとことん吟味したでしょうが、それは法律がきまったものとしての話、たとえば「整合性」のようなところで喧々諤々をやっただけで、『全面改訂をする必要があるか？』はどこかで話し合われたのでしょうか？或は、幾つかある障害者団体への諮問のなかで、『全面改訂をする必要があるか？』の問い合わせはなされたのでしょうか？法律施行まえに僕たちが知らされるのは、「法律が変わるよ」というのと、「これこれが変わります」といったところからというのは、おかしくないですか？僕たちの代表ですという顔をして、シャーシャーと「協会だより」などを発行している団体が、ぼくたちになにか意見を求めたことはありません。1970年代学生運動時代に当時の学生たちが批判してた「要求闘争」をするだけです。これから障害者福祉の方向性をきめる法律を、こういった安易な考え方をした時点で、「たいした法律じゃないよ。またなんかあったら変えるからね、」と宣言して施行していることを厚生労働省はわかっているのかな。

まとめると、僕たちの業界についていえば、僕たちの意見を吸い上げる意思のない業界団体と、法律は「決めたが勝ち」と思っている厚生労働省が、我が国の福祉をきめていっているのは、真っ当な意味で「遵法」こそ民主主義の根幹だと思っている僕にとっては、甚だ遺憾です。

平成29年 社会福祉充実残高について

平成29年6月
社会福祉法人 福智の里
理事長 坂田 友宏

配布された電子開示システム「財務諸表等入力シート」に現況報告書ほか入力して、とりあえず「算定シート」までたどりつくことができました。以前のシートで試算していたところ、結果は充実残高が「あり」でした。行政の説明では、社会福祉充実残高がある場合は、「充実計画」を作成し評議員会で承認をして、その計画を行政に提出することになっていますが、

当法人では、①「社会福祉充実残高」という考え方そのものがよくわからない、或は賛成できない。②「充実残高」といえる金額はない、という判断で今回は提出しません。

まず「充実残高」を計算するとき、「再取得にかかる費用」のうち、厚生労働省の係数で（1）「建設工事デフレータ」の値が実際と大きな差がある。（少なくとも東京オリンピックまでの建設資材、人件費の高騰はご存知のはずです。）（2）「一般的自己資金率」22%の数値は実数、統計値なのでしょうが、再建設費残りの78%は補助金をいただけるのですか。借入でまかなうとしたらその返済原資はどこから捻出するのですか。（3）たとえば具体的に76人分の現施設をそのまま作り変えるリスクは大きく（10年スパンで将来のニーズ把握ができない）、3つに分割して建て替えていく計画の場合、そもそもこの計算はあてはまらない。（4）同じく、当法人の施設は建設時3.3m²/1利用者で作られていて建て替えるときには最低9.9m²/1利用者、つまり法律上3倍の面積が必要なのにそれを顧慮してない。（5）将来の不安定な介護報酬、少子化進行下での人材確保の困難性という環境の中で、収入予測が現状を基準としている。

等々の理由で、この算定シート上の充実残高計算は当法人には適切ではありません。

机上の事務作業を莫大に使った官僚的な「計画経済」のようなこのやり方を改めるか、算定シートをもっと手入力可能なものに変更するか、お願いしたいと思います。

（余分な追加）

ちゃんとした会社の経営者が、こんな（算定シートのような）将来予測をしますか。あげくにそれを根拠に高額投資の判断をしますか（数値より3倍以上かかる工事を借入金でまかなう投資計画は、どうみても無謀でしょう）。